

# 持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領

平成11年	12月22日	制定
平成13年	5月25日	一部改正
平成18年	4月20日	一部改正
平成21年	4月1日	一部改正
令和3年	8月1日	一部改正

## 1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号以下「法」という。）第4条に基づく持続性の高い農業生産方式の導入計画（以下「導入計画」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

## 2 導入計画の申請

(1) 導入計画の認定を受けようとする者は、導入計画認定申請書（以下「申請書」という。）（様式1号）及び導入計画（法施行規則第2条による様式）を作成し、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を管轄する市町及び農林水産事務所を経由して、知事に申請するものとする。

なお、農業協同組合において土壌診断を実施する場合等にあつては、当該組合において取りまとめ、市町を経由して申請することができるものとする。

(2) 市町から申請書を受理した農林水産事務所長は、導入計画に対する農林水産事務所長の意見書（様式2号）及び当該市町を管轄する農業技術指導所長の意見書（様式3号）を付して、知事へ提出するものとする。

(3) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年12月21日条例第34号）により、申請書を受理した市町は、導入計画に対する市町長の意見書（様式2号）を付して、知事へ提出するものとする。

(4) (3) によって申請書が提出された場合、知事は、当該市町を管轄する農業技術指導所長に対し、意見書（様式3号）の提出を求めるものとする。

## 3 導入計画の認定

(1) 知事は、導入計画の認定にあつては、法第4条第3項の規定に基づき適当と認める場合は、これを認定する。

(2) 知事は、(1)の認定をしたときは、2による導入計画の申請にあたり経由した機関を経由して、導入計画認定者へ通知する。

2の(3)の規定により、申請書の提出が市町長から知事に直接行われた場合にあつては、当該市町を管轄する農林水産事務所長又は農林水産事務所農林事業所長に(1)の認定した旨を通知するものとする。

## 4 導入計画の変更

(1) 導入計画認定者が導入計画を変更する場合は、変更後の導入計画及び導入計画変更申請書（様式4号）を作成し、知事の承認を受けなければならない。また、導入計画を取消す場合も知事の承認を受けるものとする。

(2) 導入計画認定者からの導入計画変更承認の手続きについては、導入計画の申請並びに認定通

知の例による。

## 5 援助

農業技術指導所は、導入計画の認定を受けようとする者に対し、指導・助言を行うものとし、認定後も導入計画の達成を促進するため、技術・経営に関する指導を行うものとする。

### 附則

この要領は、平成11年12月22日から施行する。

この要領は、平成13年5月25日から施行する。

この要領は、平成18年4月20日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

(様式1号)

## 導入計画認定申請書

年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領2の規定により、導入計画の認定を申請します。

(様式2号)

## 導入計画に対する意見書

年 月 日

〇〇農林水産事務所（農林事業所）長  
（〇〇市町長 〇〇〇〇）

### 1 申請者

氏 名	
住 所	

### 2 導入計画に対する意見書

(1) たい肥等有機質資材施用技術は適当か	適	否
(2) 化学肥料低減技術は適当か	適	否
(3) 化学農薬低減技術は適当か	適	否
(4) 収量は適当か	適	否
(5) 農業所得は適当か	適	否
(6) 各資材の使用量は減少しているか	適	否
(7) 作付面積は相当部分を占めているか	適	否
(8) その他意見		

(様式3号)

## 導入計画に対する意見書

年 月 日

〇〇農業技術指導所長

### 1 申請者の概要

氏 名	
住 所	
生産状況	

### 2 導入計画に対する意見書

(1) 導入計画の達成される見込みが確実であるか	確実	確実でない
(2) 目標を達成するために必要な施設の設置及び機械の購入その他の措置が適当なものか	適	否
(3) 土壌診断結果からの意見		
(4) その他意見		

(様式4号)

## 導入計画変更申請書

年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領4の規定により、年 月 日付けで認定の導入計画の変更を申請します。

(法施行規則第2条による様式)

## 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標：                      年度)

### 1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

#### (1) 農業経営の概況

	水 田	普通畑	樹園地	その他	合 計
経 営 面 積	a	a	a	a	a
労 働 力	農業従事者 男 人 (うち専従者 人) 女 人 (うち専従者 人)				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

#### (2) 作物別生産方式導入計画

		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	目標年( 年)
生産方式導入作物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小 計						
その他作物						
合 計						

注1 目標年は、原則として5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他の作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a kgN/10a )
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標	化学農薬低減技術	回 ( 回 )
	kg/10a		

注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1項、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。



- 4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
  - ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
  - ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数（成分カウント）の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他の作物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

注1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計					

- 注 1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。  
2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。  
3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。  
4 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名がわかるもの）
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

## 導入計画認定の流れ



